

第三十一回国参議院大蔵委員会會議録第二号

昭和三十三年十二月十六日(火曜日)午前十時四十七分開会

委員の異動

十二月十二日委員荒木正三郎君、栗山良夫君及び江田三郎君辭任につき、その補欠として小林孝平君、小酒井義男君及び橋繁夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

西川甚五郎君
山本 米治君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

木内 四郎君
郡 祐一君
木暮武太夫君
迫水 久常君
土田国太郎君
廣瀬 久忠君
小酒井義男君
小林 孝平君
橋 繁夫君
杉山 昌作君
佐野 廣君

政府委員

大蔵政務次官

事務局側

常任委員
会専門員
大蔵省主計
局法規課長
大蔵省理財
局国库課長

木村常次郎君
小 熊 孝次君
堀 口 定義君

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選

○接収貴金屬等の處理に關する法律案(内閣提出)

○賠償等特殊債務處理特別會計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○産業投資特別會計の貸付の財源に充てるための外貨債の發行に關する法律案(内閣送付、予備審査)

○理事(西川甚五郎君) ただいまより委員會を開きます。

前田委員長が、所用のため、本日欠席いたしましたので、私がかわつて委員長職務を行わせていただきます。

まず、委員の変更について御報告いたします。

十二月十二日付をもつて荒木正三郎君、栗山良夫君及び江田三郎君が辭任され、その補欠として小林孝平君、小酒井義男君及び橋繁夫君が、それぞれ委員に選ばれました。

○理事(西川甚五郎君) ただいま報告いたしました通り、栗山良夫君が委員を辭任せられました結果、理事が一名欠けることになりましたので、この際、理事の補欠選挙を行いたいと思ひます。

互選の方法は、成規の手続を省略し、便宜、その指名を委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないと

認めます。よつて、私より大矢正君を理事に指名させていただきます。

○理事(西川甚五郎君) これより、公報をもつて御通知申し上げます。通報、接収貴金屬等の處理に關する法律案外二件を一括して議題とし、順次、提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(佐野廣君) ただいま議題となりました接収貴金屬等の處理に關する法律案外二法律案につきまして、提案の理由及び内容の概略を申し上げます。

まず、接収貴金屬等の處理に關する法律案について申し上げます。

終戦後、連合国占領軍は、本邦において政府及び民間から金、銀、白金、ダイヤモンド等の貴金屬等を接収したのであります。これら貴金屬等を政府に引き渡したものであります。そこで、政府といたしましては、さきに、接収貴金屬等の数量等の報告に關する法律によつて、貴金屬等を接収された者から必要な報告を徴し、その内容の調査を進める一方、連合国占領軍から引き渡された貴金屬等の調査を実施し、その状況もおおむね明らかになりましたので、これらの接収貴金屬等について返還その他の處理をいたしますため、この法律案を提出した次第でございます。

なお、接収貴金屬等の處理に關する法律案は、御承知の通り、さきに第二十六国会において衆議院を通過し、第二十六国会から第三十国会にわたつて

参議院において御審議願ひましたが、今回提出いたしました法律案の内容は、前回御審議願ひました法律案の内容と同じでございます。

以下、この法律案の概略を御説明申し上げます。

まず第一に、貴金屬等を接収された者は、この法律の施行の日から五月以内、大蔵大臣に対してその接収された貴金屬等の返還を請求することとし、接収された者がその請求をしない場合は、接収された貴金屬等の所有者が、法律の施行の日から七月以内に、返還の請求を行ふことを認める等、返還請求の手續を定めることとしたしております。

第二に、返還の請求に対しまして、大蔵大臣は、その接収貴金屬等の種類、形状、品位、個数及び重量等を、証拠に基いて認定することとし、認定された貴金屬等につきましては、それが大蔵大臣の保管している貴金屬等のうちで特定する場合には、そのものを返還し、特定しない場合には、大蔵大臣の保管している貴金屬等から特定するものを除いた残りの貴金屬等を、認定にかゝる貴金屬等の種類、形状、品位及び重量のそれぞれの明確度に応じ、その個数または評価額の割合により按分して返還することとしたしております。

第三に、この法律により返還される貴金屬等につきましては、国、公共企業体、地方公共団体及び日本銀行の所

有にかゝるものを除き、連合国占領軍から政府が引き渡しを受けて以来返還されるまでの間の管理費用に相当する額として、返還を受けた貴金屬等の価額の割に相当する金額を国に納付させることとしております。

第四に、接収された貴金屬等のうちには、一、交易営団、社団法人中央物資活用協会または社団法人金銀運営会が、戦時中、政府の金、銀、白金またはダイヤモンドの回収方針に基き、政府の委託によつて民間から回収したものの、二、金屬配給統制株式会社が、政府の指示に基いて、交易営団または中央物資活用協会の回収した貴金屬を買入れたものの、三、金銀運営会が、戦時中、政府の指示に基き、旧日本占領地域における通貨価値の維持等の目的をもつて金製品を輸出するため、旧金資金特別會計から払い下げを受けたもの、及び四、軍需品の製造に従事していた者が、軍需品を製造または修理するため、その材料として、戦時中、旧軍または軍需省から買入れたものがあつたが、これらのものは、すべて国に帰属させるとともに、これらの者に対しては、貴金屬等の取得の代金及びその手数料または加工費に相当する金額を、それぞれ、交付することとしたしております。

第五に、接収貴金屬等の處理を慎重かつ適正に行うため、認定、返還、不服の申し立ての處理その他の重要事項につきましては、接収貴金屬等處理審

議事に付議し、その議決に基いて処理することとする。同時に、大蔵省管財局に臨時貴金屬處理部を設けてその事務を専任させ、處理の万全を期することとした。以上である。

第六に、国に帰属または返還された貴金屬等一般會計に所屬するものは、無償で貴金屬特別會計の所屬に移して管理することとした。以上である。

なお、百円銀貨製造の用に供する等のためこの法律の施行前に返還した貴金屬につきましては、この法律の施行後すみやかにその明細を公告することとした。以上である。

次に、賠償等特殊債務處理特別會計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

ラオスは、昭和三十三年三月十一日、わが国に対し、ラオスが戦争によりこゝろに受けた損害に対する賠償請求権を放棄する旨を通告してきました。政府は、今回、ラオスの好意ある措置を考慮して日本国とラオスとの間の経済及び技術協力協定を締結し、無償の経済及び技術援助を供与することとした。この協定に基づきましては、すでに前国会において承認を経ているところであり、政府におきましては、この無償の経済及び技術援助のための債務の處理に關する經理を賠償等特殊債務處理特別會計において行うことが適當であると認め、この法律案を提出した次第であります。

最後に、産業投資特別會計の貸付の財源に充てるための外貨債の發行に關する法律案について申し上げます。

政府は、かねてより、電源開發事業等の推進をはかるため、國際復興開發

銀行からの借款につき努力を重ねて参りましたが、今般、この借款計画とあわせて、産業投資特別會計の貸付の財源の一部に充てるため、昭和三十三年度において、三千萬ドル、邦貨換算百八億圓を限り、外貨債を發行した。これに充てて外貨借入金を行うことができることとした次第であります。

なお、右金額のうち昭和三十三年度において發行または借入金をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、昭和三十四年度においても外貨債の發行または外貨借入金をできることとしているのであります。

しかし、本公債の消化を円滑にするために、その利子等に対する租税その他の公課については、國際慣行にならうと非課税措置を講ずることとしているのであります。

以上のほか、本公債の發行による取入金を産業投資特別會計の歳入に受け入れる等、同特別會計法に所要の改正を講ずることとしたのであります。また、その他本公債の發行について必要な事項は大蔵省令を以て定めることとしておいてあります。

以上、法律案の概要を申し上げます。第百三十三号、本法案は第三十臨時国会に提出いたしましたものと全く同一であり、本法案に關する予算はすでに国会の御審議を経ています。

以上が接収貴金屬等の處理に關する法律案外二法律案の提案の理由及びその内容の概略でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○理事(西川五郎君) 接収貴金屬等の處理に關する法律案はさておきまして、賠償等特殊債務處理特別會計法の

一部を改正する法律案並びに産業投資特別會計の貸付の財源に充てるための外貨債の發行に關する法律案、この二法律案について、補足説明を順次していただきます。

○説明員(小嶋孝次君) 賠償等特殊債務處理特別會計法の一部を改正する法律案につきまして、補足説明を申し上げます。

先ほどの提案理由にもございました通り、ラオスは昭和三十三年の三月十一日に、わが国に対しまして、ラオスが戦争によつてこゝろに受けた損害に対する賠償請求権を放棄する旨を通告して参りましたが、その際、わが国から無償の経済援助を受けたい旨の要望をして参つたのであります。その後、具体的にはヴィエンチャン市におけるところの水道工事の計画をあげて参りまして、その援助を要請して参つたのであります。三十二年の暮におきまして、わが国では技術調査団を派遣いたしました。その調査の結果も検討の上、同水道工事の建設が援助の対象といたしました。適当である、こゝろにふりかへて結論に達しまして、去る三十三年の十月の十五日に、總額十億、期間二年間の経済技術援助をラオスに供与するという協定に署名いたしました次第でございます。

この協定に基づきましては、さきの国会におきまして御承認を得たのでございます。

この協定に基づきましては、無償の経済及び技術援助のための債務の處理につきまして、いかなる方法で実施するかという点を検討いたしました。が、今回の措置は、ラオスが本邦に対して有しておりましたところの賠償請求

権を放棄したことを考慮して行われる措置でございますので、放棄されたいとするならば、賠償等特殊債務處理特別會計におきまして處理せられたと考へられる性質のものでございまして、この賠償等特殊債務處理特別會計におきましては、賠償等連合國財産補償その他の特殊債務處理という、戦争に關連いたしますところのわが国の債務を一体として處理する會計でございまして、今回の措置に伴うところの債務の處理につきましては、この會計において處理するといふことが適當と認められましたので、この會計法を改正いたしました。同特別會計で今回の措置に伴う債務の處理を明らかにする、こゝろにいたしたい、こゝろに意味でこの法案を提出した次第でございます。

以上で補足説明を終りたいと思ひます。

○説明員(堀口定義君) 産業投資特別會計の貸付の財源に充てるための外貨債の發行に關する法律案につきまして、補足説明をいたします。

外債の問題につきましては、從來から調査研究はしておつたわけでございますが、昨年の九月ごろ、一萬田大蔵大臣がIMFの総会にアメリカに行かれた際にも、世銀のブラック總裁あたりから、日本としても外債發行について調査研究を進めたらどうかといふふうなお話があつたわけでございます。もとより、世界銀行といふものは特殊な金融機關でございます。市中から公募で金を借りる方法とは違つた金の借り方をいたすことになつたので、この協定の中にも、世界銀行としては、借りる国が市中で相當な条件で

借りられる場合には、世界銀行のお金は貸さないのだといふふうな規定がございます。そこで、わが国といたしましては、從來も二億四千九百萬ドルばかりの世銀からの借款を受けておりました。今話題に上つております額も、一九六〇年の三月末ごろまでに一億五千萬ドルばかりの額が話に上つておるわけでございます。そこで、他の世界の国々といつても、日本に對する貸付が相當額に上つておりましたので、世銀の首脳部も、日本としてはできるだけ自由市場で資金を獲得する努力をすべきであるといふことを、前々から示唆しておつたような状況でございます。

そこで、昨年の九月ごろから、市場の調査等をファースト・ボストンというインベストメント・バンカーに頼んでおつたわけでございますが、それがたまたま、本年のIMFの総会の際に大蔵大臣がインドに行かれたとき、そのファースト・ボストンの首脳及び世銀の首脳部と会われました。いろいろ相談されました結果、外債の發行について一つの確信を持たれるに至つた次第でございます。

外債の市場といつたしましては、戦前のうちに、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランスといふように、國際的な非常な広がりを持つたものにはまだなつておりませんので、アメリカにおいて戦後發行されました外債はわずかに五億數千萬ドルでございます。そのうち額ではございますが、從來のIMFであるとか世銀といふような特殊な金融機關からのみ金を借りるというふうないわば變則的なやり方から、市中の公募でもつて個人ないし金融機關か

これにて散会いたします。
午前十二時七分散会

ら直接金を借りるという本来の姿に歸
る一つの道が開けたというのであるな
らば、わが国としてもそういう道を
開いておくべきである。かつ、世界の
ニュージールランドであるとか、オース
トラリアであるとか、ベルギーである
とか、相当額の外債を発行いたしてお
りますので、そういう道を開くべきで
はないかということになった次第であ
ります。

それから、この借款は世銀との抱き
合せの借款でございます。世銀とい
たしましては、電源開発の御母衣ダム
に對しまして、この外債によります三
千万ドルのほかに、抱き合せといたし
まして一千万ドルの貸付をすることに
予定されております。そこで、全体と
いたしまして、外債が発行されますと
それだけ世銀の借款は減るかという問
題でございますが、これはそういうこ
とにはなりませんので、三千万ドルだ
け従来予定されておりました額に加わ
る予定でございます。

この発行の負担會計は産業投資特別
會計でございます。産業投資特別會
計から國債整理資金特別會計の方に元
利払い資金を入れます。國債整理資
金特別會計におきまして、将来、元利
の支払い、経費の支払いを行うことにな
っているわけでございます。

以上、簡単にございますが、補足説
明を申し上げます。

○理事(西川基五郎君) 本日はこの程
度にとどめまして、次回は十二月の十
八日(木曜日)午前十時から委員会を開
くことにいたします。当日は大蔵大臣
が出席される予定でございますから、
この二法案について御質疑があれば質
問をお願いいたしますと存じます。

昭和三十三年十二月十八日印刷

昭和三十三年十二月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局